

○ 経済産業省令第 号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

経済産業大臣 西村 康稔

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前													
<p>(表示)</p> <p>第二十二條 法第十三條の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>別表第五第一号、第二号、第四号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十二号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第七に定める様式の表示</u></p> <p>別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定製品の区分</th> <th>技術上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>11. 磁石製娯楽用品</u></td> <td> <p><u>1 磁石製娯楽用品を構成する個々の磁石及び磁石を使用する部品の磁束指数（磁束密度の二乗と磁極の表面積との積をいう。）のいずれもが、50平方キロガウス平方ミリメートル未満であること。</u></p> <p><u>2 (1) 届出事業者の氏名又は名称が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用す</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		特定製品の区分	技術上の基準	10. [略]	[略]	<u>11. 磁石製娯楽用品</u>	<p><u>1 磁石製娯楽用品を構成する個々の磁石及び磁石を使用する部品の磁束指数（磁束密度の二乗と磁極の表面積との積をいう。）のいずれもが、50平方キロガウス平方ミリメートル未満であること。</u></p> <p><u>2 (1) 届出事業者の氏名又は名称が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用す</u></p>	<p>(表示)</p> <p>第二十二條 法第十三條の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>別表第五第一号、第二号、第四号及び第七号から第九号までの特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第七に定める様式の表示</u></p> <p>別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定製品の区分</th> <th>技術上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> </tbody> </table>		特定製品の区分	技術上の基準	10. [略]	[略]	[新設]	[新設]
特定製品の区分	技術上の基準														
10. [略]	[略]														
<u>11. 磁石製娯楽用品</u>	<p><u>1 磁石製娯楽用品を構成する個々の磁石及び磁石を使用する部品の磁束指数（磁束密度の二乗と磁極の表面積との積をいう。）のいずれもが、50平方キロガウス平方ミリメートル未満であること。</u></p> <p><u>2 (1) 届出事業者の氏名又は名称が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用す</u></p>														
特定製品の区分	技術上の基準														
10. [略]	[略]														
[新設]	[新設]														

る上で必要となる使用上の注意事項が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。

① 満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨

② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨

③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨

12. 吸水性合成樹脂製玩具

1 吸水することにより、吸水性合成樹脂製玩具の幅、高さ及び長さのいずれもが、50パーセントを超えて膨潤しないこと。ただし、当該膨潤した吸水性合成樹脂製玩具を直径20ミリメートルの穴の上に置き、接触面が半球形の直径10ミリメートルの棒を用いて当該接触面に対し垂直方向に20ニュートンを超えるまで徐々に当該玩具に力を加えたときに、いかなる場合においても当該玩具が損傷せずに当該穴を通過するものにあつては、この限りでない。

2 (1) 届出事業者の氏名又は名称が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。

① 満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨

② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨

③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨

[新設]

[新設]

別表第2（第7条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
10. [略]	[略]	[略]
<u>11. 磁石製娯楽用品</u>	<u>磁石の材質</u>	(1) <u>ネオジムを含有することで磁束密度を高めたもの</u> (2) <u>その他のもの</u>
	<u>磁石製娯楽用品の構成</u>	(1) <u>磁石のみのもの（磁石を使用する部品から容易に外れる構造となっているものを含む。）</u> (2) <u>磁石を使用する部品のみのも</u> <u>の</u> (3) <u>その他のもの</u>
	<u>磁石及び磁石を使用する部品の形状</u>	(1) <u>球形又は回転楕円体のもの</u> (2) <u>その他のもの</u>
	<u>磁極の表面積の最大値</u>	(1) <u>30平方ミリメートル未満のもの</u> <u>の</u> (2) <u>30平方ミリメートル以上400平方ミリメートル未満のもの</u> (3) <u>400平方ミリメートル以上のもの</u>
	<u>磁極の表面積の最小値</u>	(1) <u>30平方ミリメートル未満のもの</u> <u>の</u> (2) <u>30平方ミリメートル以上400平方ミリメートル未満のもの</u> (3) <u>400平方ミリメートル以上のもの</u>
<u>12. 吸水性合成</u>	<u>吸水前の形状</u>	(1) <u>球形又は回転楕円体のもの</u>

別表第2（第7条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
10. [略]	[略]	[略]
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]

<u>樹脂製玩具</u>		(2) <u>その他のもの</u>
	<u>吸水前の大きさ</u>	(1) <u>直径20ミリメートルの穴を損傷せず通過するもの（(2)に掲げるものを除く。）</u> (2) <u>力を加えたときに、直径20ミリメートルの穴を損傷せず通過するもの</u> (3) <u>その他のもの</u>
	<u>吸水後の大きさ</u>	(1) <u>直径20ミリメートルの穴を損傷せず通過するもの（(2)に掲げるものを除く。）</u> (2) <u>力を加えたときに、直径20ミリメートルの穴を損傷せず通過するもの</u> (3) <u>その他のもの</u>

--	--	--

別表第5（第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
10	[略]	[略]
<u>11</u>	<u>磁石製娯楽用品</u>	<u>磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。</u>
<u>12</u>	<u>吸水性合成樹脂製玩具</u>	<u>吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。</u>

別表第5（第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
10	[略]	[略]
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]

備考 表中の「」の記載は注記である。

この省令は、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第 号）の施行の日（令和五年 月 日）から施行する。